

竹田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「通知」という。）に基づいて使用する用語の例による。

- (1) 要支援者とは、法第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち同法第32条の規定により要支援認定を受けた者をいう。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業対象者とは、厚生労働省告示第316号に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が事業対象基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）。

(実施主体)

第3条 総合事業の実施主体は、竹田市とする。

2 市長は、総合事業の利用者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、総合事業の実施について、適切、公正かつ効率的に実施することができるものと認められる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を実施するものとし、当該各号の事業の内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（以下「第一号事業」という。）
 - ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下「第一号訪問事業」という。）
 - イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下「第一号通所事業」という。）
 - ウ その他の生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下「第一号生活支援事業」という。）
 - エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。以下「第一号介護予防支援事業」という。）

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号の規定に基づき実施する事業をいう。）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 地域リハビリテーション活動支援事業
- オ 一般介護予防事業評価事業

（第一号事業の実施方法）

第5条 市長は第一号事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合するもの（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1に定める質問項目の内容が事業対象基準に該当する介護予防ケアマネジメント事業を行う場合にあつては、法第115条の47第1項の厚生労働省令で定める者）に対する委託による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

（一般介護予防事業の実施方法）

第6条 市長は一般介護予防事業について、市直接実施するもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の47第14項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合するものに対する委託による実施

(2) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

（第1号事業支給費の割合）

第7条 総合事業に係る第一号事業支給費の割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 第一号訪問事業及び第一号通所事業 竹田市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年竹田市告示第25号）で定める額の100分の90

(2) 第一号介護予防支援事業 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）で定める額の100分の100

2 法第59条の2本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にかかる第一号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項本文に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にかかる第一号事業支給費について前項第1号

の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(支給限度額)

第8条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同第2号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る第一号事業について行う。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(受託者の遵守事項)

第10条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を委託する場合は、受託者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(第一号事業の利用の手続)

第11条 居宅要支援被保険者等は、第一号事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、竹田市介護保険事務取扱要綱（平成18年竹田市告示第30号）第14条第2項の規定により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第一号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(事業対象者の有効期間)

第12条 事業対象者の判定の有効期間は、基本チェックリスト実施日から12月間とする。ただし、基本チェックリスト実施日が月の初日でない場合にあっては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第16条第1号、第3号、第4号に該当したときは、該当した日の前日をもって有効期間を満了したものとする。

(事業対象者の有効期間の更新)

第13条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する日の30日前から当該事業対象者の有効期間が終了する日までの間に事業対象者の有効期間を更新することができる。

2 前項に規定する更新を行った場合の基本チェックリスト実施日は、事業対象者の有効期間の満了日までの期間とし、更新後の事業対象者の有効期間は期間満了日の翌日から12月間とする。

(委託事業の利用の申請)

第14条 市長が法第115条の47第4項の規定により総合事業の実施を委託する場合(第一号介護予防支援事業を除く。)は、当該事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 利用者基本情報(利用者の状況を把握するための基礎的な情報をいう。以下同じ。)に関する書類の写し

(2) 第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画又は介護予防サービス計画(以下「介護予防サービス・支援計画書」という。)の写し

(3) 基本チェックリスト(主観的健康観を含む。)

(委託事業の利用の決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、総合事業の利用の承認又は不承認を決定し、竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者及び(様式第4号)により受託者に通知するものとする。

(利用の中止等)

第16条 市長は、事業の利用者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を一時停止し、又は中止させることができる。

(1) 健康状態に変化が見られ、当該事業を利用することが適切でないと認められたとき。

(2) 利用者の主治医に一時停止又は中止の指導を受けたとき。

(3) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき。

(4) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。

(利用の変更等の届出)

第17条 利用者は、事業の利用を変更し、中止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更(中止・休止)届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、第3条第2項の規定により事業を委託している場合において、前項の届出があったときは、竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）通知書（様式第6号）により事業受託者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第18条 利用者は、事業の利用による健康被害を防止するために定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

2 利用者は、事業の利用に当たり、健康状態に変化があったときは、速やかに市長又は事業受託者に報告しなければならない。

（費用負担）

第19条 利用者は、事業によるサービスの対価として、別表第1に定める額を負担しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の費用は、事業を委託している場合にあっては、当該事業受託者において徴収する。

（事業の評価）

第20条 事業受託者は、事業の実施に当たって、利用者ごとに事前及び事後の評価を行うものとする。

2 前項の評価の方法については、別に定めるところによる。

（事業受託者）

第21条 事業受託者は、当該事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分しなければならない。

2 事業受託者は、委託を受けた事業により提供するサービス（以下「サービス」という。）について、実施月ごとに、竹田市介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書（様式第7号）により次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

（1） サービスの内容

（2） サービスの利用回数

（3） その他市長が別に指示する事項

3 事業受託者は、サービスの利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 事業受託者及び事業に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、竹田市個人情報保護条例（平成17年竹田市条例第14号）の趣旨に則り、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。事業受託者又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

5 従事者は、その資質を高めるため市が必要と認めた研修会等に、参加しなければならない。

（関係機関との連携）

第22条 市長は、事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、当該事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1(第4条関係及び第19条関係)

種類	区分	事業名	事業の内容	費用負担
訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護予防(従前相当のサービス)	訪問型介護予防事業	従来の介護予防サービス	一定以上所得者は、基本単価の2割又は3割負担。一定以上所得者以外は、基本単価の1割負担
	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	ホームヘルプ事業	緩和した基準による訪問介護員の生活援助サービス	一定以上所得者以外は、基本単価の1割負担
		ミニホームヘルプ事業	緩和した基準による訪問介護員の生活援助サービス(20分未満)	
	訪問型サービスB(住民主体による支援)	ちょっと困り訪問サービス事業	住民主体の活動による生活の支援	実施団体が設定
	訪問型サービスD(移動支援)	お出かけ支援事業	移送前後の生活支援	
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)	プロ訪問事業	専門職の訪問による個別介護予防改善プログラムの実施(3ヶ月間集中)	
通所型サービス (第1号通所事業)	通所介護予防(従前相当のサービス)	通所型介護予防事業	従来の介護予防サービス	一定以上所得者は、基本単価の2割又は3割負担。一定以上所得者以外は、基本単価の1割負担
	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	元気はつらつ事業	緩和した基準による通所介護予防サービス(2時間以上、5時間未満)	一定以上所得者以外は、基本単価の1割負担
		ミニ元気はつらつ事業	緩和した基準による通所介護予防サービス(2時間未満)	
通所型サービスB	にっこり事業	住民主体の活動による通いの場を利用した介護予防活動	実施団体が実施	

	通所型サービスC（短期集中予防サービス）	パワーアップ事業	専門職による通所型個別介護予防改善プログラムの実施（3ヶ月間集中）	利用者負担なし
その他の生活支援サービス	栄養改善サービス	栄養改善サービス	栄養改善や1人暮らし高齢者等に対する見守りとともに行う配食や自立支援プランに従い、短期集中サービスと一体的に実施	見守り・配送（回収）1回100円（定額）。食材費は自己負担。
	見守り支援サービス	見守り支援サービス	定期的な安否確認など住民ボランティア等が行う見守り訪問	1回200円（定額）。
介護予防ケアマネジメント（第1号通所事業）	ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	指定事業者により実施する第1号事業及び短期予防サービスを利用する場合に実施	利用者負担なし
	ケアマネジメントB	簡略化したケアマネジメント	指定事業者以外の多様なサービスを利用する場合に実施	
	ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント	一般介護予防の利用につなげる場合に実施	

竹 田 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

印

竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

竹田市介護予防・日常生活支援総合事業を利用したいので、次のとおり申請します。
なお、申請にあたり、下記のことについて誓約します。

記

住 所	竹田市	
氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
電 話 番 号		
緊 急 連 絡 先	住 所： 氏 名： 続き柄 () 電話番号：	
個 別 事 業 名	1. 予防サービス () 事業 2. 生活支援サービス () 事業 (栄養改善サービス事業の場合) 食区分： ・昼食 ・夕食 必要曜日：(日 月 火 水 木 金 土)	

1. 私は、介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める遵守事項を理解し、これに従い、自らの意志で事業を利用することとします。
2. この事業で得られた個人に関する情報を統計処理することに同意します。
3. この事業で得られた個人に関する情報を、ケアマネジメント事業や事業実施の際に活用する観点から関係機関へ提供することを了承します。
4. 通所型予防サービス事業の実施施設における利用に関する規定を遵守します。

(生活支援サービス事業を利用ご希望の方は裏面もご記入ください。)

(同意書)

栄養改善サービス事業利用者負担金決定のために必要がある場合あるときは、市町村民税の課税状況につき、竹田市長が税務関係当局に報告を求めることに同意します。

利 用 者 氏 名	印
家 族 等	印

様式第3号（第15条関係）

（その1）

第 号

年 月 日

様

竹 田 市 長



竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった竹田市介護予防・日常生活支援総合事業（ ）事業の利用について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1. 決定

氏 名		性別	男・女
住 所	竹田市		
利 用 承 認 事 業	事業		
事 業 実 施 日 事 業 実 施 場 所	別途通知する日時、場所		
備 考	(1) 体調不良により欠席等する場合は、必ず下記までご連絡下さい。 _____ (2) 初回は、本決定通知書を持参して下さい。		

2. 却下

理 由	
-----	--

様式第3号（第15条関係）

（その2）

第 号
年 月 日

様

竹 田 市 長



竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定(却下)通知書

次のとおり竹田市介護予防・日常生活支援総合事業（栄養改善サービス事業）の利用を決定（却下）しましたので通知します。

記

1. 決定

利用決定番号	第 号		
利用者の氏名		性別	男 ・ 女
利用者の住所	竹田市		
生 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号			
食 区 分	1 昼食 2 夕食 （利用者負担額 円）		
必 要 曜 日	日 月 火 水 木 金 土		

2. 却下

理 由	
-----	--

様式第4号（第15条関係）

（その1）

第 号
年 月 日

様

竹 田 市 長



竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定通知書

次のとおり竹田市介護予防・日常生活支援総合事業（ 事業）の利用を決定（却下）しましたので通知します。

記

1. 決定

利用決定番号	第 号		
利用者の氏名		性別	男 ・ 女
利用者の住所	竹田市		
生 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号			
事業利用期間	年 月 ～ 年 月		
事業実施場所			

2. 却下

理 由	
-----	--

様式第4号（第15条関係）

（その2）

第 号
年 月 日

様

竹 田 市 長



竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定通知書

次のとおり竹田市介護予防・日常生活支援総合事業（栄養改善サービス事業）の利用を決定（却下）しましたので通知します。

記

利用決定番号	第 号		
利用者の氏名		性別	男・女
利用者の住所	竹田市		
生 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号			
食 区 分	1 昼食	2 夕食	（利用者負担額 円）
必 要 曜 日	日 月 火 水 木 金 土		

様式第5号（第17条関係）

年 月 日

竹 田 市 長 様

申請者 住 所：

氏 名：

⑨

電話番号：

竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）届

次のとおり竹田市介護予防・日常生活支援総合事業の利用の変更（中止・休止）を申し出ます。

利用者の氏名		性別	男 ・ 女
利用者の住所	竹田市		
生 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号			
変更（中止・休止）の理由			
変更（中止・休止）の内容・期日	<ul style="list-style-type: none">・ 年 月 日から（ ）事業の内容を変更する。 変更内容：・ 年 月 日から（ ）事業の利用を中止する。・ 年 月 日から平成 年 月 日まで（ ） 事業の利用を休止する。		

様式第6号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

竹 田 市 長



竹田市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）通知書

次のとおり竹田市介護予防・日常生活支援総合事業の利用の変更（中止・休止）の申し出がありましたので通知します。

利用者の氏名		性別	男・女
利用者の住所	竹田市		
生年月日	年 月 日		
電話番号			
変更（中止・休止）の理由			
変更（中止・休止）の内容・期日	<ul style="list-style-type: none">・ 年 月 日から（ ）事業の内容を変更する。 変更内容：・ 年 月 日から（ ）事業の利用を中止する。・ 年 月 日から平成 年 月 日まで（ ）事業の利用を休止する。		

様式第7号（第21条関係）

（その1）

竹 田 市 長 様

住 所
氏 名
代表者氏名



竹田市介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書

次のとおり 年 月分の竹田市介護予防・日常生活支援総合事業
（ 事業）の実施状況について報告いたします。

1・集計表

請求額 (A)	利用者負担 額（負担割 合別）(B)	月間登録 人 数 (C)	月間利用 実人数 (D)	月間利用 延人数 (E)	徴収金 単価×延人数 (A) × (E)
合計					

備 考	新 規 利 用 者 名	
	利 用 中 止 者 名	
	利 用 休 止 者 名	
	そ の 他 特 記 事 項	

様式第7号（第21条関係）

（その2）

竹 田 市 長 様

住 所

氏 名

代表者氏名

⑨

竹田市介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書

（その他の生活支援サービス事業）

次のとおり竹田市介護予防・日常生活支援総合事業（その他の生活支援サービス事業）の実施状況について報告いたします。

1・集計表

事業名	個別徴収 単価 (A)	月間登録 人 数 (C)	月間利用 実人数 (D)	月間利用 延人数 (E)	徴収金 単価×延人数 (A) × (E)
合計					

備 考	新 規 利 用 者 名	
	利 用 中 止 者 名	
	利 用 休 止 者 名	
	そ の 他 特 記 事 項	

【利用者一覧表】

介護保険 総合事業高額サービス費支給申請書（ 年 月分から）

（宛先） 竹田市長

介護保険 総合事業高額サービス費（以下、「総合事業高額サービス費」）の支給を申請します。

今後、総合事業高額サービス費が発生した場合は、下記の口座に振込みをお願いします。（内容の変更などがある場合は再度提出します。）なお、申請にあたり、世帯などの個人住民税の課税状況を担当職員が確認することに同意します。

平成 年 月 日

被 保 険 者	住所												
	フリガナ												
	氏名	電話番号（ ）											
		被保険者番号											
		個人番号											
		性別	男・女										
生年月日	明治・大正・昭和		年	月	日生								

（注）この欄は申請者が家族若しくは成年後見人の場合にのみ記入してください。※上記被保険者が申請する場合は記入不要

申 請 者	〒												
	住所												
	氏名（ 家族 ・ 成年後見人 ←いずれかを○で囲む ）												
		印	（続柄： ）	電話番号（ ）									

金 融 機 関	銀行	本店	預金種別	1 普通 2 当座 3 貯蓄								
	信用金庫	支店		口座番号								
	信用組合	出張所	フリガナ									
	農 協		口座名義人									
	金融機関コード	店舗コード										

（注）この欄は、申請者本人以外の口座への振込みを希望する場合にのみ記入してください。					（注）この欄は、申請者が相続人の場合にのみ記入してください。				
口座振込に関する委任					相続人による受領申立				
私が竹田市から支払いを受ける総合事業高額サービス費について、上記の預金口座に振込みすることを委任します。					上記被保険者の死亡により、それ以降に支払われる総合事業高額サービス費の受領について、相続人の間で異議が生じても、私が全責任をもって解決し、竹田市には一切ご迷惑をおかけしません。				

委 任 者	住所												
	氏名	印											
受 任 者	住所												
	氏名	印											
	電話番号（ ）	—											
相 続 人	〒												
	住所												
	氏名	印											
		被相続人(被保険者)から見た続柄（ ）											
		電話番号（ ） —											